

失業保険の保障範囲の拡大

人力資源社会保障部と財政部は失業保険の保障範囲の拡大について通知をしました。通知によると対象者の拡大や手続きの簡素化などが通知されました。

【原則】

受給条件

- 1 失業前に使用者及び本人が失業保険料を1年以上納付している場合
- 2 本人の意思によらず就業が中断した場合
- 3 すでに失業登録を行い、かつ求職の意思がある場合

受給期間

保険料納付期間（累計）	受給期間
1年以上5年未満	12か月
5年以上10年未満	18ヶ月
10年以上	24か月

【通知の内容】

2019年12月から高齢失業人員が取得する失業保険金の期限を延長する。

失業保険の受給期間に未就業且つ、法定定年年数まで1年未満の失業人員について法定定年年齢まで継続して失業保険金を支給することができる。

段階的に実施する失業補助金政策

2020年3月から12月まで失業保険の受給期間に未就業の失業人員、失業保険金の受給条件を満たさない被保険者の失業人員は、6か月間の失業補助金を申請することができ、標準は当地の失業保険金の80%を超えない。失業補助金を取得した期間は失業保険金、基本医療保険金、葬儀補助金、弔慰金は享受できない。

段階的に高める価格臨時手当の標準

2020年3月から6月まで失業保険金と失業補助金を取得する人員に対して価格臨時手当を支給する。手当の標準は現在の標準の基礎に更に1倍とする。

手続きの簡素化

被保険者である失業人員は、社会保障カード或いは身分証で失業保険金、失業補助金、一次性生活補助或いは臨時生活補助を申請することができる。